

小規模事業者支援法の改正の概要

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律)

①商工会・商工会議所による伴走型支援(第5条第1項)

・商工会・商工会議所が管内の小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームを新設

商工会・商工会議所

全国拠点数: 2,193箇所

(商工会) 1,679箇所

(商工会議所) 514箇所

経営指導員数: 7,655人

(商工会) 4,236人

(商工会議所) 3,419人

これまでの経営の
基盤である記帳指導、
税務指導が中心

新たに経営戦略に
踏み込んだ支援を
実施

商工会・商工会議所の
支援事業の計画、
"経営発達支援計画"を認定

経済産業大臣

経営の改善支援(記帳、税務等)



経営の発達支援(第5条)

①経営状況の分析
(強み・弱みを知る)



③市場調査支援
(潜在的顧客を探す)



②計画策定・実施支援
(戦略を作り、実施する)



④展示会等の開催
(新たな販路を見つける)



小規模企業支援法に基づく基本指針について

- 平成5年に成立した「小規模企業支援法」に基づき、経済産業大臣は、商工会及び商工会議所に対して、小規模事業者の振興のあり方を示すものとして、基本指針を定めている。
- 今般の法改正に伴い、基本計画の4つの目標を踏まえつつ、基本指針を改正する。

小規模企業振興基本法の成立と小規模企業支援法の改正

小規模企業振興基本法

小規模企業の振興に関する施策の基本方針を規定。

基本計画(第13条)

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定

基本方針(第6条)

- ① 需要に応じた商品の販売、新事業展開の促進
- ② 経営資源の有効な活用、人材育成・確保
- ③ 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- ④ 適切な支援体制の整備

基本計画の4つの目標

- 1. 需要を見据えた経営の促進
顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
- 2. 新陳代謝の促進
多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
- 3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
地域のブランド化・にぎわいの創出
- 4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

小規模企業支援法の改正

商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくため経営発達支援事業を新たに規定。

経営発達支援事業(第5条)

- ① 経営資源の内容、財務内容等の経営の状況分析
- ② 事業計画の策定・実施に係る指導及び助言
- ③ 需要の動向、地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- ④ 広報、商談会、展示会、即売会等の需要開拓に寄与する事業